

改定 令和3年12月1日

特別養護老人ホーム緑風苑

指定通所介護事業所運営規程

(運営の目的)

第1条 社会福祉法人慈誠会が開設する特別養護老人ホーム緑風苑指定通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う通所介護及び通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員及び介護職員等（生活相談員及び機能訓練指導員を含む。（以下、看護職員及び介護職員という。））が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護及び通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護職員及び介護職員等が、要介護者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、相談援助等の生活指導、要介護者等が日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 特別養護老人ホーム緑風苑 通所介護事業所
- 2 所在地 栃木県栃木市藤岡町中根355番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（兼務職員）
管理者は、特別養護老人ホーム緑風苑指定通所介護事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 2 看護職員及び介護職員等

生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	3名以上
機能訓練指導員	1名以上

調理員 委託

看護職員及び介護職員等は、指定通所介護及び通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスの提供に当る。

- 3 事務職員 1名以上（兼務）
必要な事務を行う。

（営業日数及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（通所介護の利用定員）

第6条 通所介護及び通所介護相当サービス 定員20名とする。
緩和した基準による通所型サービス 定員 5名とする。

（通所介護、通所介護相当サービス、緩和した基準による通所型サービスの内容及び利用料等）

第7条 指定通所介護及び通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスの内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、栃木市長が定める基準によるものとする。当該指定通所介護及び通所介護相当サービス及び緩和した基準による通所型サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の負担割合に応じた額とする。

- 1 機能訓練
 - 2 入浴サービス（緩和した基準による通所型サービス除く）
 - 3 食事サービス
 - 4 送迎サービス
- 2 食費（食材料費及び調理費の合計）
- | | |
|-------------|------|
| 昼食代（おやつ代含む） | 600円 |
|-------------|------|
- 3 おむつ代は、実費とする。
 - 4 その他、通所介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

（例） 洗濯、日用品、教養娯楽、レクリエーション

5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常実施地域は栃木市、小山市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護職員及び介護職員等は、通所介護を提供中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条 非常災害に備えるため、半年ごとに避難、救出その他必要な訓練を行う。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第11条 サービス利用に当たっては、次のことに留意する。

- 1 多額の現金及び貴重品は、持参しないこと。
- 2 機能訓練用の機械器具を使用する場合は職員に申し出の上使用すること。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 通所介護事業は、看護職員及び介護職員等の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後1か月以内
 - 2 継続研修 年2回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年5月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。
この規程は、平成18年8月1日から施行する。
この規程は、平成20年10月1日から施行する。
この規定は、平成21年4月1日から施行する。
この規定は、平成23年4月1日から施行する。
この規定は、平成24年4月1日から施行する。
この規定は、平成29年4月1日から施行する。
この規定は、平成30年12月1日から施行する。
この規定は、令和2年4月1日から施行する。
この規定は、令和3年12月1日から施行する。